

平成25年2月定例会 過疎・人権対策特別委員会（事前）

平成25年2月14日（木）

〔委員会の概要〕

藤田委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時35分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、来代委員から調査計画書の提出がありました。内容は、昨年12月25日に総務省において、過疎法の見直しについて調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①②）

【報告事項】

- 「徳島からの提言」中間報告書（案）について（資料③④）
- 徳島県スポーツ推進計画の策定について（資料⑤⑥）

小谷保健福祉部長

2月定例会に提出を予定しております案件及び平成25年度におけます主要施策の概要等につきまして、御説明申し上げます。

委員の皆様のお手元には、当委員会の所管事項に係ります各部局の主要施策の概要及び平成25年度当初予算案などを取りまとめました過疎・人権対策特別委員会説明資料と平成24年度2月補正予算案のうち、先議をいただきたいと考えております案件を内容とする説明資料（その2）の2種類の資料を御用意させていただいております。

説明につきましては、初めに保健福祉部関係について私のほうから説明させていただき、引き続き、順次、各部局長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、過疎・人権対策特別委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、保健福祉部関係の平成25年度主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

第1でございますが、人権を尊重する社会づくりの推進でございます。（1）人権啓発の推進といたしましては、①徳島県人権教育・啓発に関する基本計画に基づきまして、各

種啓発事業などを実施いたします。（２）子供に対する人権対策の推進といたしましては、児童虐待防止に関する広報や要保護児童対策地域協議会の活動などを推進してまいります。

（３）障害者に対する人権対策の推進といたしましては、①日常生活において大きなハンディキャップを有する視覚・聴覚障害者を支援する人材の養成事業などを実施し、障害者の方のコミュニケーション手段の確保を図ってまいります。それとともに、③障害や障害者に対する社会の正しい理解を深めるため、障害者の集い県民大会などを開催いたしてまいります。次に（４）女性に対する人権対策の推進といたしましては、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画に基づきまして、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、若年層をも対象といたしました普及啓発などに取り組みますとともに、関係機関等との連携を強化するなどDV対策の推進を図ってまいります。

２ページをごらん願います。

（５）男女共同参画社会づくりの推進といたしましては、徳島県男女共同参画基本計画（第２次）の計画でございますが、これに基づく各種施策を推進し、講演会等の啓発事業によりまして県民意識の高揚を図りますとともに、県民との協働によりフレアとくしま100講座を開催いたします。

第２は次世代育成支援対策の推進についてであります。①徳島県子どもはぐくみ条例、仮称でございますが、この条例に基づきまして、安心こども基金などを活用し、次世代育成対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。また、③不妊治療費助成事業において、新たに、出生率の高い凍結胚移植の促進を図るための助成など、安心して妊娠、出産できる環境を整備するとともに、子供の医療費助成を引き続き実施いたします。また、④子供たちを安心して育てることができるよう、地域の実情を踏まえた保育所や放課後児童クラブの整備促進に努めてまいります。

第３は、豊かな長寿社会の創出についてであります。①平成24年度を初年度とする、とくしま高齢者いきいきプランに基づきまして、地域包括ケアシステムの構築を初めとした総合的な高齢者福祉施策を推進してまいります。

３ページをお願いいたします。

③の認知症対策として支援体制の充実を図りますとともに、医療、介護、福祉などの連携により総合的な対策を推進してまいります。

第４は、保健・医療・福祉従事者の養成確保及び資質の向上についてでございます。①深刻な医師不足に対応するため、医師のキャリア形成支援や配置調整などを行う徳島県地域医療支援センターを運営するなど、総合的な医師確保対策を推進してまいります。

以上が、保健福祉部関係の主要施策の概要でございます。

続きまして、７ページをお願いいたします。

提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

各部・教育委員会別の歳入歳出予算の総括表でございます。一般会計につきましては、関係する６部局の平成25年度当初予算の総額は一番下の計の欄に記載のとおり、393億6,705万6,000円となっております。これを前年度当初予算額と比較いたしますと、23億

4,094万4,000円の増額、率にいたしますと6.3%の増となっております。一番上の欄をごらんください。保健福祉部関係でございますが、こちらでは390億4,115万3,000円を計上いたしており、前年度当初予算額と比較いたしますと、23億6,924万1,000円の増額、率にして6.5%の増となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

特別会計でございます。関係する2部局の平成25年度当初予算額の総額は一番下の計の欄に記載のとおり、8億7,864万2,000円となっております。前年度当初予算額と比較いたしますと、274万2,000円の増額、率にして0.3%の増となっております。

次に保健福祉部関係では、福祉子ども局子ども未来課で所管しております母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の平成25年度当初予算は2億2,031万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしますと、4万2,000円の増額となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりであります。

続きまして、9ページをごらん願います。

ここから部別主要事項の説明をさせていただきます。まず、保健福祉部各課の主要事項につきまして説明させていただきます。

まず、人権推進課でございます。青少年女性対策費の摘要欄①男女共同参画推進費のアの（ア）日本女性会議2013あなん大会開催費補助金100万円につきましては、本年10月に阿南市で開催されます日本女性会議の開催経費の一部を補助するものであります。（イ）若年層からの「ストップ！DV」推進事業120万円につきましては、高い啓発効果が期待できます若年層に対して重点的にDV防止啓発を実施するための経費でございます。また、②の男女共同参画交流センター運営費のイの（イ）地域活動リーダー養成事業100万円につきましては、県立総合大学の講座の充実に合わせまして、地域活動リーダー養成講座に係る経費をお願いしているものでございます。次に、人権施策推進費の摘要欄①人権啓発推進費4,837万2,000円につきましては、一人一人の人権が互いに尊重される社会づくりを推進するための各種啓発事業などを実施する経費であります。

10ページをごらん願います。

以上、人権推進課合計といたしましては1億8,245万2,000円となっております。

続きまして、福祉子ども局地域福祉課関係でございます。社会福祉総務費の摘要欄①社会福祉振興対策費のウの福祉・介護人材確保対策事業費7,850万円につきましては、福祉・介護の分野におけます従事者の定着や若い世代等の参入を促進するため、介護福祉士養成施設等において人材確保のための事業を実施する経費でございます。以上、福祉子ども局地域福祉課合計といたしましては1億609万1,000円となっております。

続きまして、福祉子ども局子ども未来課でございます。児童福祉総務費の摘要欄①児童福祉法等施行事務費のア、児童手当市町村補助金17億8,000万円につきましては、児童手当法等に基づき、子どものための手当の県負担分を市町村に補助するものであります。

続いて、11ページをお願いいたします。

摘要欄④の児童健全育成対策費のイの（イ）めざせ！未来のイクメンプロジェクト 270 万円につきましては、小学生から子育て中の方を対象とし、各年代に合わせたイベントや啓発を実施することにより、男性の育児参加を促進するものであります。

12ページをお願いいたします。

一番下の児童福祉施設費の摘要欄①児童福祉施設整備事業費のア、保育所整備事業費補助金 6 億 3,000 万円につきましては、民間の保育所施設の増築や耐震改修等に対し、支援を行うものであります。

続いて、13ページをお願いいたします。

以上、福祉こども局こども未来課合計といたしましては75億 4,268 万 5,000 円となっております。

続きまして、福祉こども局障害福祉課でございます。障害者福祉費の適要欄①障害者社会参加促進費 1,222 万 3,000 円につきましては、障害者の自立と社会参加を促進するためのものでございます。福祉こども局障害福祉課合計といたしましては 8,510 万 4,000 円となっております。

続きまして、医療健康総局医療政策課でございます。医務費の摘要欄①医療衛生費のア、医療提供体制確保総合対策事業費 27 億 5,085 万 9,000 円につきましては、徳島大学への 5 つの寄附講座を引き続き県立 3 病院に設置するための経費や、県立三好病院高層棟の改築を支援する経費など、医師確保対策や医療機関の機能強化等に総合的に取り組むためのものであります。このうちの（イ）がん診療機能等整備事業 2 億 7,400 万円につきましては、県立三好病院及び徳島県鳴門病院のがんや救急医療機能等の強化を図るため、MRI の整備を支援する経費であります。

続いて、14ページをお願いいたします。

（オ）在宅医療ネットワーク構築支援事業 4,000 万円、また（カ）在宅療養支援診療所等体制強化事業 4,000 万円につきましては、在宅医療におけます医師・看護師等の多職種の連携や医療サービス向上への取り組みに対する支援、また在宅医療に必要な医療機器の整備支援を行うものであります。③のへき地医療対策費のアの（イ）臨床研修病院設備整備事業 2,000 万円につきましては、臨床研修病院が研修に使用する医療機器等を整備する際、これを支援するものであります。保健師等指導管理費の摘要欄②看護関係対策費のウの（ア）訪問看護ステーション拠点機能強化事業 1 億円につきましては、南部・西部圏域におけます在宅医療を推進いたしますとともに、看護職員確保対策を進めるための拠点整備に対して支援を行うものであります。以上、医療健康総局医療政策課の合計といたしましては 36 億 7,694 万 2,000 円となっております。

続いて、医療健康総局健康増進課でございます。15ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の摘要欄①母子保健対策費のイの（ア）こうのとりの応援事業 800 万円につきましては、本県独自の不妊治療費助成事業として妊娠の確率が高い凍結融解胚を用いた不妊治療費に対して県単独で助成を行うための経費であります。（イ）広がる素敵な笑顔の輪ムーブメント事業 220 万円につきましては、不妊症・不育症について若い世代を中

心に普及啓発等を行うための費用であります。精神衛生費の摘要欄①精神障害者医療給付費のア、認知症疾患医療センター事業費 1,554 万 7,000 円につきましては、県立中央病院に加えまして、県南部・県西部において地域型の認知症疾患医療センターの設置に要する経費でございます。以上、医療健康総局健康増進課の合計といたしましては 15 億 244 万 9,000 円となっております。

16 ページをお願いいたします。

医療健康総局長寿保険課でございます。老人福祉費の摘要欄②長寿社会対策費のアの（ア）とくしま高齢者いきいきステップアップ事業 653 万 7,000 円につきましては、シルバー大学校と大学院に防災講座を新設するなど、高齢者のさらなる社会参加と生きがい・健康づくりを推進するものであります。

17 ページをお願いいたします。

摘要欄④要援護老人対策費エの（ア）地域資源活用型認知症サポート事業 220 万円につきましては、県南部・県西部での認知症相談会の開催や認知症グループホームを活用した介護現場でのより実践的な研修を通じました地域リーダーの養成など、認知症対策のさらなる充実を図るものであります。⑥介護保険対策費のキの（ア）地域ケア会議開催支援事業 200 万円につきましては、多職種連携の場としてのモデル的な地域ケア会議の運営を支援し、地域包括支援ネットワークを構築するための経費であります。

続いて、18 ページをお願いいたします。

老人福祉施設費の摘要欄①老人福祉施設整備事業費アの（ア）介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金 7 億 1,000 万円につきましては、第 5 期介護保険事業計画において整備予定のあります介護施設の整備に対して助成を行うものであります。以上、医療健康総局長寿保険課の合計といたしましては 259 億 4,543 万円となっております。

以上、保健福祉部関係では表の最下段に記載のとおり、25 年度当初予算額といたしましては 390 億 4,115 万 3,000 円となっております。

続いて、19 ページをお願いいたします。

特別会計でございます。福祉子ども局子ども未来課の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計といたしまして、2 億 2,031 万 9,000 円を計上いたしております。前年度当初予算額と比較いたしますと、4 万 2,000 円の増となっております。以上が、保健福祉部関係の平成 25 年度一般会計・特別会計予算案の概要でございます。

続いて、28 ページをお願いいたします。

（2）地方債でございます。福祉子ども局子ども未来課の母子寡婦福祉資金貸付金につきまして、限度額 200 万円の起債をお願いいたしております。

その下に、2 その他の議案等といたしまして、保健福祉部関係のみとなりますが、条例案 3 件の提出を予定いたしております。

まず、アの徳島県子どもはぐくみ条例につきましては、11 月定例会の当委員会におきまして、制定の基本方針等につきまして御報告申し上げたところであります。その後、少子化対応県民会議でいただいた御意見、またパブリックコメントも参考に素案の検討を行

ってまいりました。その結果、このたび条例案として提出することといたしております。条例案の概要についてでございますが、昨年 8 月に制定されました子ども・子育て関連 3 法の内容を全国に先駆けて反映いたしますとともに、食育の推進、野菜の摂取、また若者交流の日など本県独自の施策を明文化いたしております。施行期日につきましては公布の日からといたしております。

続いて、29 ページをお願いいたします。

イの徳島県准看護師試験委員条例を廃止する条例につきましては、関係法律に基づく准看護師試験等に係る事務が関西広域連合に移管されることに伴い、条例を廃止するものであります。施行期日は平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

30 ページをお願いいたします。

ウの徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例につきましては、他県との均衡を勘案し、主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料を定めますとともに、先ほどイの条例案で申し上げましたように、准看護師試験等に係る事務が関西広域連合に移管されることに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止するものであります。施行期日は平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

続いて、過疎・人権対策特別委員会資料（その 2）のほうをお願いいたします。

平成 24 年度の補正予算案でございます。1 ページをお願いいたします。

各部・教育委員会別の歳入歳出予算の総括表でございます。今回の補正につきましては、保健福祉部のみ補正予算をお願いいたしております。補正総額は一番下の計の欄に記載のとおり、12 億 4,149 万 4,000 円となっており、補正後の予算額につきましては 408 億 5,612 万 6,000 円となっております。補正予算に係る財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。保健福祉部におきましては福祉子ども局子ども未来課及び医療健康総局長寿保険課の 2 課で補正予算をお願いいたしております。

続いて、2 ページをお願いいたします。

まず、福祉子ども局子ども未来課でございます。児童福祉総務費の摘要欄①のア、安心子ども基金積立金 10 億 9,149 万 4,000 円につきましては、今年度の国の補正予算に盛り込まれております交付金を原資といたしまして、安心子ども基金の積み増しを行うものであります。

4 ページをお願いいたします。

医療健康総局長寿保険課でございます。老人福祉施設費の摘要欄①のア、介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金 1 億 5,000 万円につきましては、同じく今年度の国の補正予算に盛り込まれております交付金を原資として、当該基金の積み増しを行うものであります。

以上、保健福祉部関係では表の最下段に記載のとおり、補正前の額 392 億 5,443 万 2,000 円、今回補正額 12 億 4,149 万 4,000 円、補正後の予算額につきましては 404 億 9,592 万 6,000 円となっております。

以上が、2 月定例会に提出を予定しております保健福祉部関係の案件でございます。よろしく御審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

石井地域振興総局長

お手元の説明資料の 3 ページをお開きください。

政策創造部関係の重点事業につきまして御説明申し上げます。過疎地域等の振興についてでございます。過疎地域自立促進特別措置法延長・改正の動きを踏まえ、新過疎対策戦略会議を開催するなど地域のために必要な制度改革や支援策について、調査検討を行ってまいります。

続きまして、政策創造部関係の平成25年度一般会計予算案の概要につきまして、御説明申し上げます。説明資料の 7 ページをごらんください。

歳入歳出予算の総括表でございます。政策創造部の平成25年度当初予算の総額は 170 万円となっております、前年度当初予算額と比較いたしますと、120 万円の増となっております。

続きまして、20 ページをお開きください。

平成25年度当初予算の状況についてでございます。市町村課集落再生室関係でございますが、地域振興対策費の摘要欄①過疎等振興費の 170 万円は、新しい過疎対策に必要な制度改革や支援制度を示す「徳島からの提言」について検討を進めるため、新過疎対策戦略会議の開催等に要する経費でございます。

以上で、政策創造部の過疎・人権対策関係につきましての御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、この際、1 点、御報告申し上げます。

お手元の資料 1 と 2 をごらんいただきたいと思っております。

「徳島からの提言」中間報告書（案）についてでございます。お手元の資料 1 をごらんください。

1 の経緯でございますが、昨年 6 月、現行過疎法改正に向けた国の動きを先取りし、知事を会長といたしまして、過疎関係市町村長や有識者で構成する新過疎対策戦略会議を設置し、地域の振興に真に必要な制度改革や支援策などについて検討を重ねてまいりました。さきの 11 月定例会に御報告いたしました「徳島からの提言」中間報告書骨子（案）につきまして、県議会での御論議を踏まえ、項目の追加や内容の修正など肉づけをし、「徳島からの提言」中間報告書（案）として、去る 2 月 6 日に開催いたしました第 3 回新過疎対策戦略会議において委員の皆様方から御意見を伺ったところでございます。2 の提言項目をごらんください。新たに 5 番の「集落再生」へと繋がる支援について、15 番の過疎地域の実情に即した出産・子育て支援制度の充実についての 2 項目を追加し、26 項目とさせていただいております。

詳細につきましては、お手元の資料 2 「徳島からの提言」中間報告書（案）を御参照いただければと存じます。今後さらに県議会での御論議をいただき、中間報告書として取りまとめ、県議会及び過疎関係市町村長の皆様の御協力をいただきながら、徳島発の政策提言として、国に対して強く働きかけてまいります。

以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

妹尾県民環境部長

続きまして、2月定例県議会に提出を予定しております県民環境部関係の案件及び平成25年度主要施策の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料4ページをお開きください。

生涯スポーツの推進といたしまして、県民がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を図るため、徳島県スポーツ推進計画に基づき、総合型地域スポーツクラブに対して多面的支援を行ってまいります。

7ページをお開きください。

平成25年度一般会計歳入歳出予算についてでございます。県民環境部におきましては、県民スポーツ課の生涯スポーツに関する予算として、1,422万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較しますと789万2,000円の減額、率にして64.3%となっております。これは、国の住民生活に光をそそぐ交付金の終了のためでございます。

21ページをお開きください。

予算額及び事業内容について御説明申し上げます。摘要欄①の県民総体育推進費におきましては、生涯スポーツの推進に要する経費といたしまして、ア、自転車王国とくしま創造プロジェクトといたしまして、自転車王国とくしまのブランドを強化し、県内外に発信する経費として142万5,000円を、またイ、新規事業、スポーツの力で地域活性化事業としまして、総合型地域スポーツクラブに対し多面的な支援を行うなど、だれもが健康で豊かな生活を送ることができる地域社会づくりを促進するための経費として1,279万6,000円を計上し、県民スポーツ課合計といたしまして1,422万1,000円となっております。

県民環境部関係の平成25年度主要施策及び今議会に提出を予定しております案件は以上でございます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

徳島県スポーツ推進計画の策定についてでございます。資料3として答申案の概要、資料4として答申案をお配りしております。資料3で御説明させていただきます。お手元の資料3徳島県スポーツ推進計画の答申案の概要についての1ページをごらんください。

この計画は平成24年10月に徳島県スポーツ推進審議会に諮問して、御検討いただいているところであり、さきの11月県議会におきまして御報告させていただいたところであり、その後、県民の皆様からの御意見をお聞きするためパブリックコメントを実施し、去る2月12日、同審議会において御審議いただいた答申案について、お手元にお配りしております資料4のとおり御報告させていただくものであります。4の計画の期間についてでございますが、平成25年度から29年度までの5年間といたしております。

続きまして、裏面2ページをごらんください。

6の計画の基本目標及び施策の推進につきましては、基本理念を実現するために4つの基本目標を設定し、これらを達成するために23の施策を掲げております。7の計画の施策

目標につきましては、4つの基本目標ごとに具体的な目標を設定し、達成状況を毎年度、評価・検証することといたしております。今後は議会で御論議いただいた後、計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

酒池商工労働部長

今議会に提出を予定いたしております商工労働部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の4ページをごらんください。平成25年度の主要施策の概要でございます。

まず、1の勤労者福祉対策の推進といたしまして、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の認証及び表彰やファミリー・サポート・サービスの全市町村での整備を推進いたしますとともに、子育てを行う勤労者に対し、教育資金等の支援を行ってまいります。

次に、2の障害者等の就労支援といたしまして、障害特性に配慮いたしました職業訓練、それから特別支援学校の生徒に対する就労支援等を行いますとともに、高齢者雇用の促進を図るため、シルバー人材センターの育成指導に努めてまいります。

次に、7ページをお開きください。

平成25年度一般会計当初予算につきましては表の中ほどに記載のとおり、7,851万3,000円を計上いたしており、前年度当初予算額と比較いたしますと326万6,000円の減額、率にしまして96%となっております。

次に、8ページをお開きください。

中小企業・雇用対策事業特別会計におきましては6億5,832万3,000円を計上いたしており、前年度当初予算額と比較いたしまして270万円の増額、率にして100.4%となっております。

続きまして、22ページをお開きください。

主要事項の主なものにつきまして御説明させていただきます。労働雇用課及び産業人材育成センターでございます。雇用促進費の摘要欄の②中高年齢失業者等雇用促進費といたしまして、シルバー人材センターに対する補助等に要する経費1,224万2,000円を計上いたしております。また、転職職業訓練費の摘要欄の①障害者職業訓練事業といたしまして、障害者に対する職業訓練に要する経費1,501万8,000円を計上いたしております。以上、商工労働部の一般会計は合計で7,851万3,000円となっております。

次に23ページをごらんください。

特別会計でございます。中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄の②「働くパパママ」就業促進事業といたしまして、ファミリー・サポート・サービスの構築やはぐくみ支援企業の認証・表彰等に要する経費170万円を計上いたしております。

また、③障害者雇用促進強化事業といたしまして、企業における障害者雇いを支援する経費100万円を、また④阿波っ子すくすくはぐくみ資金貸付金といたしまして、勤労者の

教育資金等の貸し付けに要する経費 6 億 5,000 万円を計上いたしております。以上、商工労働部の特別会計は合計で 6 億 5,832 万 3,000 円となっております。

商工労働部関係の提出予定案件につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

海野企業局長（県土整備部長事務取扱）

県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

まず、5 ページでございますが、県土整備部関係の主要施策でございます。1 つ目といたしまして公営住宅の供給でございます。住宅に困窮し、自力での確保が難しい高齢者、多子世帯等に対しまして、低廉な家賃の住宅供給に努めてまいります。2 つ目でございますが、高齢者のための住まいづくりの推進ということで、高齢者の生活特性に配慮した住宅の整備を図るため、サービス付き高齢者向け住宅の供給を推進してまいります。

次に、7 ページでございますが、一般会計当初予算でございます。県土整備部は 301 万 2,000 円を計上させていただいているところでございます。

その内訳でございますが、24 ページでございます。

住宅課におきまして、摘要欄でございますが、住宅対策推進費といたしまして高齢者向け優良賃貸住宅の供給を図る経費といたしまして、301 万 2,000 円を計上しております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

佐野教育長

2 月定例会に提出を予定しております教育委員会関係の提出案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料の 5 ページをお開きください。初めに、教育委員会関係の平成 25 年度主要施策の概要についてでございます。

まず第 1 に、学校教育の充実についてでございます。1 点目といたしまして、家庭や地域と連携を図り、規範意識を育成し、いじめや暴力行為を許さず、生命を大切にする心や思いやりのある心、豊かな感性を育む道徳教育の充実を図ってまいります。2 点目といたしまして、県内の小学校・中学校におきまして少人数学級、少人数グループ指導やチームティーチング指導などを効果的に組み合わせた、多様な方策による指導の一層の充実を図ってまいります。3 点目といたしまして、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対しまして、幼児期から就労期まで一貫した指導・支援を行えるよう、一人一人の自立と社会参加を見据えた取り組みを推進してまいります。

第 2 に、人権尊重社会を実現する人権教育の推進についてでございます。1 点目といたしまして、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校の教育活動全体を通じまして人権教育を推進するとともに、教員の指導力の向上と資質の向上を図ってまいります。2 点目といたしまして、人権に関する総合的な取り組みを学校・家庭・地域が一体となって推進し、その成果の普及を図ってまいります。3 点目といたしまして、幼児期か

ら高齢期に至るそれぞれのライフステージに対応した人権に関する多様な学習機会を展開していくことを通じて、人権尊重の意識の高揚に努めてまいります。

第 3 に、生涯学習機会の充実といたしまして、多様なニーズに対応した学習機会を提供するとともに、総合教育センターにおける生涯学習支援体制を整備充実してまいります。

第 4 に、地域・家庭教育の支援といたしまして、家庭教育支援を推進する学習プログラムを展開するとともに、地域ぐるみで取り組む教育の充実に努め、学校・家庭・地域が一体となった地域の教育体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

7 ページをごらんください。

教育委員会の平成 25 年度一般会計当初予算額についてでございます。総括表の下から 2 段目でございますように、総額 2 億 2,845 万 7,000 円で、これを前年度当初予算額と比較いたしますと 1,833 万 9,000 円の減額でございます。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

25 ページをお開きください。各課別の予算額及び主な事業内容についてでございます。

まず、学校政策課関係でございますが、教育指導費におきまして、いじめ・不登校問題等の解決に向けた生徒指導に要する経費のほか、道德教育の質の向上と充実を図るための経費等として合計 9,923 万 6,000 円を計上いたしております。

次に、特別支援教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な支援を行うための研修や相談・啓発等に要する経費を計上しております。

26 ページをお開きください。

特別支援教育課合計といたしましては、1,679 万 2,000 円となっております。

次に、人権教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、人権教育推進体制の確立のほか、指導者の育成や人権教育資料の整備を行うなど人権教育推進に要する経費等として合計 7,568 万 2,000 円を計上いたしております。

27 ページをごらんください。

生涯学習政策課関係でございますが、社会教育総務費におきまして、放課後子ども教室推進事業など地域・家庭教育の支援に要する経費のほか、生涯学習機会の充実のために要する経費として合計 3,674 万 7,000 円を計上いたしております。

以上で、教育委員会関係の提出予定案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしく願います。

藤田委員長

以上で説明及び報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは質疑をどうぞ。

来代委員

過疎の提言について、石井さん、本当にありがとうございました。ちょうど組閣の日に行っておりまして、うそつきの民主から本物の自民と、私一人の意見だったんですけども、石井総局長も一緒に回っていただいて、いろいろ提言もしてきた中で、その言葉が生かされておるんですけども、特にこの新たに入れていただいた子育て支援制度の充実について、これ、東京のほうでも心配していただいておりまして、特に教育長さん、この地元の我々から見たら、教育長が地域の我々をいじめにかけておると。というのは、教育委員会の勝手な都合で勝手に学校を統廃合して、前の教育長は分校でないということを本会議で言明しながら、このところ徳島新聞を見てますと、辻分校じゃの三好分校じゃの、分校ということがまた出てきておる。一体、教育委員会というのは教育長がかわるたびに、この方針が変わるのか。それとも自分の都合で分校にしとるのか。

このあたりがとても許せないところですし、また子育て支援で前から学校の空き家ができるんだから、そこに看護学院をつくって助産師さんをつくらん限り、県西部では子供を産む場所もなくなる。一体、子育て、子育て言うたって、どんなにしてくれるんじゃ、名前だけではおかしいということ、この実情を東京で、とんとんと石井総局長もおられたんですけども訴えたところ、そういう声が出てこない。地方からそういう声が出てきたら、学校があくんだから、あるいは体制が整うんだったら、助産師さんの看護学院をつくろうと、あるいは統廃合ったって、学校の教師はいっちょも減らんで、学校ばかり減らして、一体余った教師はどないするんじゃというような問題をいろいろ訴えてきたんですが、教育長さん、この看護学院について、あるいは石井総局長さん、高等学校は無償なんですよね、授業料は。だったら別に、高校入試をして無理やりに子供を落とすこともない。15歳の子供たちに地獄を教えることない。こんなの全部、無試験で入れてやったらいい。というのが私の持論ですけども、過疎地から見れば、もっともっと子供を大事にしてほしい。いっつもこれ、子育て支援してないと私は思うんですが、教育長、もうこの際、高等学校入学試験を全部やめて、全部入れてやって、ついでに看護学院もつくったらいかかと思うんですが、教育長の見解をお伺いします。また補足があれば、過疎対策の総局長、石井さんにも御意見をお伺いします。

前田学校政策課長

今、来代委員から少子化に係る御質問がございましたけれども、まず高校入試でございますが、今、徳島県の学校教育を取り巻く現状を申し上げたいと思います。まず、小学校の児童生徒数が平成5年には県内6万人ほどいましたけども、平成24年には3万9,400名、それから中学校につきましても平成5年には県内3万2,823名おりましたけども、平成24年には2万1,132名ということで、急激な過疎化が進んでいるという状況でございます。教育委員会といたしましては、昨年7月から人口減少に対応した新しい教育のあり方の研究事業を現在進めておるところでございますが、この3月に一定の方向性をお示した

いというふうに思っております。その中では今の方向性としましては、小規模校を維持しながら、委員がおっしゃったような、空き教室をうまく活用できないか、あるいは本県では休校の数が全国で一番多い67校でございますけれども、その休校をうまく活用して、社会福祉施設あるいは社会教育施設と一体となって学校を核とした地域振興ができないかということについて、現在、検討しておるところでございます。

また高校入試につきましては、現在、毎年やっておるものでございますけれども、これにつきましては選抜という観点から、教育委員会としては引き続き必要であるというふうに考えております。

佐野教育長

来代委員からお尋ねの分校というふうな話になっておりますけれども、私どものほうでは池田高校三好校、池田高校辻校と呼んでおりまして、ただ校長が常駐しないというふうなことになる、本校とは違うという意味と思っておりますけれども、私どもはそういう扱いでございます。

来代委員

田舎の大事に大事に育てた子供の卒業証書に分校と書くんですよ、あんた方は。こんなばかなことしちゃいかんですよ。やっぱり大事な子供だったら、きちんとした高等学校の卒業証書をやらないかん。もともと授業料はただじゃないですか。そして生徒が少なくなる。ほな教師の数は何人減るんですか。教師はそのままいくんじゃないですか。

前田学校政策課長

まず卒業証書のお話でございますけれども、私も大変勉強不足で恐縮でございますけれども、現在は卒業証書には分校という記載はないというふうに承知しております。

(「現在はだろ、将来は、まだ分校になってないんじゃない」と言う者あり)

将来的にも分校という記載をする予定ではございません。

それから人口の減少につきましても、それぞれの市内でどれくらいかっていうのは、今、手持ちの資料がございませんので、わかりかねるところでございます。

来代委員

自分勝手な都合で子供に押しつけるのも、これは一種のいじめと一緒になんですよ。もうちょっと地域の子供を大事にするという観点で、真剣に取り組んでほしいんですよ。

それと9月議会からちょいちょい質問しよんですけども、大津の学校でいじめ問題があった。その後、調査して、いじめはなかったと、全然なかったと言ったんだけど、その後、新聞にもちょこちょこ載ってましたけども、一体、県内の学校でいじめはあったのか、大津のような。あるいはクラブで体罰はあったのか、保護者から一切文句は来てないのか。それはどんなんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

まずいじめのほうについてお答えいたします。文部科学省は天津のいじめ事件を受けて、9月に緊急調査を行いました。本県でもその緊急調査を行いまして、いじめの件数 478 件というのが上がってきてございますが、その中で、委員が御指摘のような重大な事案というふうな観点での報告につきましては、本県は 3 件上がってまいりました。この 3 件につきましては、いずれも中学校で起こったことでございますが、保護者の申し出また本人からの申し出、学校の教師の発見によりまして、未然に大事に至らないで、これは解決いたしました。これももしかして見過ごしたり放置すれば、やっぱり重大な事案につながったという、そういう危険性をはらんだものでございますが、今の 3 件につきましては適切に対応した結果、その生徒たちもそのすぐ後、元気に学校へ登校して、今は仲よく学校生活を送っているというふうな報告を受けております。

来代委員

これはもう教育論を聞くようなもんじゃけど、教育長、例えばある教室で生徒がいつでも言うこと聞かん。校内で暴力を振るう。教師はそれを黙って見過ごすのか。暴力を振るう子には暴力振るたらいかんちゅうて厳しい態度でいくほうがええのか。あるいは何もかも何ちゃせんと、問題になるきん逃げとったらええんか。クラブが強うなるうとなるまいと、もう問題になるきん黙とったらええんか。それとも少々大きな声を出して、そのスポーツが強うなるほうがええのか。教師としてはどのスタイルが一番いいんですか。

松山教職員課長

どの行為が体罰に当たるかという御質問でございますけれども、その時々状況を総合的に考えて、個々に判断するということになりますけれども、そのときの状況とは、例えば当該行為が行われた場所とか時間、あるいは児童生徒が何をしていて、そして教師が具体的に何をしたのかというふうな状況、それから児童生徒の年齢、発達段階、そういうことを総合的に勘案して判断することになりますけれども、文科省が平成 19 年の 2 月に出した通知によりますと、児童生徒同士の暴力行為を制止するための教師の行為とか、あるいは教師に対する暴力行為があった場合に、それに対する防衛的な行為については体罰に当たらないというふうなことでありまして、国もそういう形で示しておりますので、いじめとかあるいは生徒の暴力行為、問題行動に対する毅然とした指導については、今後とも引き続きやっていかなければならないと考えております。

来代委員

だからこれは提案ですけど、やっぱり保護者から、生徒からばっかりの一方的な意見を聞いて、これは体罰じゃ、暴力じゃって、これはやっぱりおかしいと思うし、だから指導者もできるだけ 2 人、3 人で指導して、そして体罰でない、暴力ではない、これは生徒を

強くするためにこれぐらいのことはっていうある程度の基準をせんと、何でもかんでも厳しく言うたら体罰だったって。こんなこと言よったら、クラブだれもできませんよ。ほら確かに体罰や暴力は絶対いかん。だけど、生徒とのコミュニケーションがある中で、おい頑張れ、しゃんとやれというぐらいの言葉とその気持ちを受ける、指導者と教えてもらうほうってものの、この辺のこれから線引きをやっていかんと、大阪みたいに、これは私の言葉ですが、思いつきでこれは暴力だった何だった、こんなこと言うんだったら、これはもうほんま大変なことになるんですよ。

ほれから、クラブの先生が時間外手当をくれんから教えられんやいうのが載ってました、けさの週刊現代。ああいう週刊誌を読んでますと、教師っていうもののイメージ像が崩れるんですよ。だから、教師たるものはやっぱり、それなりのルールとそれなりのケースバイケースというのをつくってやっていく場合だと思ってますよ。だけど、今、教育長にそういうことを言っていただけかなと思って質問したら、やっぱり私も少々耳が遠くなって、教育長も大分耳が遠くなっていきょんか、ようわかりませんが、そういうあるべき姿っていうのを私はこの場で語っていただきたいんですが。教育長に聞きょんですよ、お願いします。

佐野教育長

今、来代委員から心強いお言葉をいただきました。私ども教員としても、さっき松山教職員課長が答えましたように、例えば正当防衛であるとか、あるいはほかの子供たちを守るとき、そういうときに有形力という力を使うということは当然のことだと考えておりますし、それからいろんな場面で叱咤激励をし、力強い指導も要するというふうには思っておりますし、また正直申しまして、部活動では教員のボランティアの精神が多いところがあるというふうに思います。そんな中で教員が毅然として自信を持って、誇りを持って、教育に取り組めるように教育委員会としても支えていきたいと思っておりますし、それが次代を担う子供たちのためになると思ってますし、そういう心づもりで取り組んでまいりたいと考えております。

来代委員

それを聞いて安心しました。ぜひともお願いしますよ。同時に、石井総局長さん、やっぱりこの子育てって、産める体制をつくらないかんので、看護学院あるいは助産師さんの指導、これ絶対要と思うんですよ。ぜひとも過疎対策の中にこういったものを入れるのと同時に、もういっことは皆さんにお願いしたいんですけども、きょうも朝からテレビで言っていましたけど、税金が上がるんですよ。相続税が 3,000 万円に下げられて、だからほとんどの家の財産を足したら 3,000 万円ぐらいになるんですよ。ほんでこれに税金が全部かかると。そうなってくると、この過疎地で親からもろた山、親からもろた土地、親からもろた家をかたくなにずっと守っていっとたら税金でつぶされる。売るに売れん。

こんなばかなこともあるし、また商工労働部長さんがおられますけども、円安、円安っ

ちゅうんで、ごっついマスコミは円安を鬼の首をとったように褒めてくれよんですけども、これは大きな会社の輸出産業ならわかりますよ、パナソニックの株が上がったとか。しかし、石井さん、過疎地においては逆に、円安や円安やいうてマスコミが騒いどる反面、寒さしのぎの灯油も買えん、ミカンとかいろんなものをつくる重油も買えん、船の重油も上がる。これは過疎地にとっては大変厳しい状況だと思うんですよ。その中において、この過疎対策の中に原油高、円安対策っていうのがいっつも出てこんですけども、こういう過疎地の生活を守っていくのも、この過疎対策の中で一番大事じゃと思うんですが、商工労働部長さんあるいは石井総局長さん、私の考え間違っとなんでしょうか。

酒池商工労働部長

今、来代委員から御指摘いただきましたように、政府といたしましてはアベノミクスということで、1つは長引くデフレからの脱却というような方策の中で、1つは金融緩和を行いながら円安の方向に誘導していくというふうなところがあると思います。委員御指摘のように、円安につきましては輸出産業においては非常にフォローの風が吹くと。ただ輸入している産業、とりわけ過疎地において生活されている方々の生活物資あたりの値段が上がってくるという反面がありますので、その辺につきましては当然、商工労働部としてはもともと海外展開しない方向で地域の産業を振興していくという方策をとっておりますし、その円安に対する措置につきましては、一方で検討していかなければならないというふうな認識は持っております。

石井地域振興総局長

来代委員さんのほうからいろいろ御質問をいただいております。私のほうからもお答えせざるを得ないようになっておりますが、幾つかいただいておりますので、順次、お答えさせていただきたいと思っております。1つは、今回この提言の中に、先ほど委員からお話がありましたように、先般の11月定例会でもいろいろ御論議いただいた中で、子育て・出産支援というふうな形で御提言をいただいたところでございます。また、先般開きました第3回の新過疎対策戦略会議におきましても、委員さんのほうからも子育て支援・出産支援ということで御意見をいただいたところでございますので、そういったことを踏まえまして、今回新たに項目を追加させていただいたというところでございます。それにつきましては関係部局とも連携しながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

それから廃校舎等につきましてはの話といたしましては、これは一般的なお話ということでございますけども、今、総務省等のほうでもこの廃校舎の活用ということで、いろいろ調査・検討をやっておるというところでございます。ちょうど、これは副委員長さんの地元でもございます坂本小学校、これにつきましては非常に地域の方々がその廃校舎を活用されて、いろんな地域のコミュニティーで宿泊施設も含めまして、活用されているということで、総務省の検討・調査の中でも非常にいい事例として報告もされているところでご

ざいます。県内、先ほど教育委員会のほうからもお話ございましたけれども、廃校舎・休校舎が多いということがございます。特に三好市等では28だったと思いますけど、あるという状況でございますが、そういうところを活用してまいるようなことにつきましても、市町村ともいろいろお話をさせていただきながら、進めてまいりたいと考えています。

それから原油高対策等につきましては、先ほど酒池商工労働部長のほうからもございましたけれども、今回の提言というところにつきましては、いろんな制度的なということで決めさせていただいているところでございます。景気動向を踏まえてのいろんな対策ということは商工労働部、それから農林水産部等のほうでとってまいるというところでございますので、私どもの提言につきましてはこういう形でさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

来代委員

もう終わりますけど、私が言いたいのは、今、税制でいろいろあるから、過疎地の親からもろたものを、本当はもう残りたくないのに無理して残って田舎で頑張っている人には、これは減免措置ということを強く知事会を通して、申し入れていただくよう知事にお願ひしてください。また委員長からも、副委員長からもぜひともお願ひします。

同時にちょうど1年前、またこれも原油高問題でなかなかあのときは民主党政権がやってくれなかったんですけれども、当時の岡本議長の口と度胸をもって、東京のいろんなところを回りました。いろんなところを回った中で、特に徳島県に24億円ぐらいの緊急油対策というのをつけていただいたんですけれども、行動することによって道は開けるんですよ。ぜひとも、この原油高で過疎地からのこの声を部長、石井総局長、知事を通して、あるいはもう今既に県選出の国会議員が副大臣とかの役にもついておられますので、きちんとこの現状を説明して、一律の増税じゃなくて、もっと過疎地のあえぐ声を東京に届けてほしいと思うんですが、委員長からお願ひしてもらうか、はいつて言うてくれたら、それで終わりますけど、よろしくお願ひします。

酒池商工労働部長

今、来代委員から御指摘いただきました点につきましては、我々も、知事も全国知事会の副会長をしておりますし、そういう声をぜひ知事会等を通じて国のほうに届けるように努力してまいりたいと思っております。

古田委員

まず私は、保健福祉部長さんから御報告のありました主要施策の概要で、人権啓発の推進というところですが、どんな文書でもいろいろなところから出てくるのが、この人権を語る時に、同和問題を初め、女性、子供、高齢者、障害者などのというふうなことで、同和問題を初めというふうなことで、この人権問題で一番は同和問題というふうな受け取れるような文章がどこのところでも出てくるんですけれども、人権の問題では同和問

題が一番というふうにお考えなんでしょうか。同列で、同じようにどの問題も人権として大事だよというのであれば、一番をつけるようなその表現方法をまずは改めるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

手塚人権推進課長

古田委員さんのほうから、人権につきまして同和問題を初めということで、同和問題が人権の代表的なようなということのお問い合わせであったかと思えます。同和問題につきましては我が国固有の重大な人権問題でございまして、同和对審答申においてもその早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題であると述べられております。これらのことを踏まえまして、県におきましても同和問題の解決を県政の重要施策とし、各分野において積極的に推進しておるところでございまして、そういうことございまして、同和問題を初めという表記をさせていただいておるところでございまして、御理解をいただけるようお願いいたします。

古田委員

同和問題、女性・子供の人権、高齢者・障害者の人権。同和問題が一番なんですか。

手塚人権推進課長

ただいま申し上げましたように、同和問題につきましては我が国固有の重大な人権問題でございまして、委員も御承知と思いますが、県におきましては徳島県人権教育・啓発に関する基本計画というのを策定いたしまして、各人権につきましては啓発・教育に努めておるところでございまして、その中には個別課題として12課題を置いてございまして、その課題につきまして、どれが優先ということはございません。

古田委員

12あるというふうなことで、どれも大事な人権問題だということであれば、同和問題を初めを取って、同和問題・でいいわけですよ。同和問題が一番じゃというような印象を受けるこういう書き方というのは改めるべきだというふうに思います。教育振興計画の中でもそういうことがたくさん出てきますので、ぜひそこは訂正していただきたいというふうに思います。

この中間報告書の中でも、過疎地域の実情に即した出産・子育て支援制度の充実をと入れられたというふうなことで、重視しておられるという点はいいと思うんですけども、今、国のほうの動きが、妊婦健診、この中でも求められておりますけれども、14回分の公費助成を恒久化というのを求められてきたと、2012年のマニフェストの中でも言われてきているんですけども、それがどのように実施されているか、妊婦さんたちが本当にこれを利用して、十分生かされているのか。

それと3つのワクチン、子宮頸がんワクチン、髄膜炎のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン

ン、こうしたものも恒久化のほうへ進もうとしているんですけども、今の現状について、そして接種率がどのような状況になっているのか、お伺いできたらと思います。

吉成保健福祉部次長

先ほど手塚人権推進課長のほうから申し上げました、同和問題を初めという表現につきまして、ちょっと補足させていただきたいと思います。私ども、人権教育・啓発に関する基本計画という計画を定めておりますが、これを定めました経緯の中で人権課題というのを個別につくっております。しかしながら、この計画をつくる時に過去に同和対策で行ってきたいろんな手法、例えばフィールドワークでありますとか、いろんな啓発手法、そういうものも非常に参考にしてきたという経過もございます。そういう歴史も踏まえまして、そういう実績も反映させながら、各人権課題に取り組んでいくということでございまして、同和問題を初めという表現はそういう過去の経緯を踏まえた中での表現でございますので、これからもこういう形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

鎌村健康増進課長

ただいま古田委員より妊婦健康診査、そして子宮頸がんワクチン等につきまして御質問をいただいたところでございます。妊婦健康診査につきましては、まず状況でございますけれども、現在は県内全市町村におきまして、適正とされております妊婦健診に係る14回、こちらが公費負担ということになっておるところでございます。この14回の公費負担につきましては、国の現在でございますけれども、補正予算によりまして妊婦健康診査の支援基金、こちらのほうが毎年延長となって、今年度まで継続実施されてきておるところでございます。

この妊婦健診につきましては今後、子ども・子育て支援法に移行されることとされておりますが、その間の財源措置につきましては国におきまして検討されました結果、妊婦健康診査支援基金は今年度末で終了しまして、平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分の取り扱い等についてということに基づきまして、妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化するということが盛り込まれたというふうなことでございます。このことによりまして県内の市町村におきまして、4月以降も安定的に継続して妊婦健康診査が行われるものと期待しているところでございます。そして県内の実施状況につきましては、現在市町村のほうへ妊娠の届け出があった際にその妊婦健診14回分の券をお渡しして実施しているというふうなところでございます。

続きまして、子宮頸がんワクチン等につきましてでございますが、こちらのほうにつきましても、現在、県内のすべての市町村が取り組んでいただいておりますが、特に県医師会そして各市町村のほうで委託契約を結んで、広域化接種体制を組んでいただいておりますのでございまして、平成23年度末でございますが、子宮頸がん予防ワクチン、こちらのほうは対象が13歳から16歳でございますが、3回接種するもので、初回接種の率が85.4%

となっております。ほかのヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、2 か月から5歳未満が対象となっております。それぞれ4回接種するというようになっておりますが、ヒブワクチンにつきましては同様に平成23年度末のデータでは56.4%、小児用肺炎球菌ワクチンが62.7%の接種率というようなことで、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、高い接種率というふうなところでございます。

古田委員

子宮頸がんワクチンについては県が率先して国よりも先に始めて実施された、そういった結果がその接種率にもあらわれているんじゃないかというふうに思います。引き続きしっかりと取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

次にこの、きめ細やかな教育の実現のための教育定数の充実についてという、中間報告書の中で教育の分野がまとめられているんですけども、その中で複式学級となる現行基準、小学校の場合は児童数が16人以下、1年生の場合は8人以下、中学校の場合は生徒数が8人以下の場合に複式学級になる。それから免許外指導ということで、4学級以下しかない中学校では校長、教頭を含む教員数が9人以下となってしまって、免許外指導がたくさん行われているのではないかというふうなことで、その改善を求める提言も出されているようですけれども、今、徳島県下の状況というのは、この複式学級それから免許外指導というのは、どのような状況になっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

松山教職員課長

本県におけます複式学級等の問題でございますけれども、小学校で複式学級のほうで言いますと、小学校は国の基準で言いますと、46校、99学級、それから中学校のほうは2校で2学級でございますけれども、さまざまな加配をつけたりとか、あるいは教頭先生が担任されとかいうふうな工夫の中で、実際には小学校におきましては29校の63学級、それから中学校は、これは同じで2校で2学級という状況でございます。それから中学校でそういう教員定数が少ないところによります免許外教科の担任、特に芸術とかそういう教科になってくると思うんですけれども、そういうところは分校を除いて、現在13校において免許外申請が出ております。

古田委員

私も教育実習のときに複式学級を経験したことがあるんですけども、こっち向いて1年生、こっち向いて2年生というふうなことで、本当に子供たちもやっぱり集中力に欠けるし、その間実習をしなくてはいけない、見てあげることもできないというふうなことで、やはりこの複式学級というのは解消していく方向に進めるべきだと思うんです。それとこの免許外の指導というのも、やっぱりすべての子供たちは同じように教育を受ける権利を持っているわけですので、ぜひ国に対してもしっかりと教員増を言っていただく、それから加配教員も含めて教員増をして、そしてすべての子供たちに行き届いた同じような教育

ができるように頑張っていたきたいというふうに思います。

それとあわせて、教育振興計画の中で35人学級のことを述べているんですけども、ここでは小学校の全学年に26年度までには実現させるようにというふうなことを書いています。振興計画の中の76ページに書いていますけれども、中学校の今現在1年生が35人学級ですけれども、2年生、3年生はそこには書いてないんですよ。少人数グループ指導やティームティーチングでやりますよというふうなことは書いていますけれども、やっぱり義務教育の中学校卒業まで35人学級は早く実現させるべきだというふうに思うんです。ですから計画の中にぜひこれは入れていただきたいというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

松山教職員課長

ただいま古田委員のほうから、本県での少人数学級の実施についての御質問がございましたけれども、本県では国に先駆けて平成16年度よりこの少人数学級の実施に努めてまいりました。現在、「いけるよ！徳島・行動計画」に基づいて平成26年度までに小学校全学年、それから中学校1年生という目標を掲げて取り組んでおるところでございます。ただいま御質問ございました中学校2年生、3年生の問題でございますけれども、本県におきましてはまず学級担任を中心とした教育活動が展開されております小学校、ここでまず小学校全学年のほうに拡大してまいりたいという形で、この間県として進めてきたわけでございますので、まずはこの計画に従って、この計画を念頭に今後導入について検討してまいりたいというふうに考えております。その他の学年につきましては、いわゆる少人数、TTの指導等をあわせて、充実したきめ細かな指導ができるように工夫を凝らしていきたいというふうに考えております。

古田委員

中学1年生で35人学級をして、次に2年生になったら40人学級に戻るというふうなことでは、やっぱり教室の落ちつきとか、それから中学校3年生は進学など控えて、先生も大変一人一人の生徒と向き合うということが多いわけですので、やはり先生方からのアンケートで見ますと、9割ぐらいの方が35人学級は大急ぎでやってほしいというふうなことを言われていると思うんです。ですから現場の先生方の声も聞いて、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。教育長、いかがでしょうか。

佐野教育長

古田委員から中学校もという話ですけども、御承知のように文部科学省のほうで教員増についても少しその増加が見送られた経緯もございまして、先ほど教職員課長が答えましたように、本県では小学校で国に先駆けて取り組んでおります。今後、国の動向も含め、そういう政策提言もいたしたいとは思いますが、まずは小学校でというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

古田委員

この教育振興計画というのは長い計画でありますので、ぜひそういったことは今後の検討課題として入れていただきたいというふうに思います。これを求めておきたいと思います。

次に人権にかかわる問題で、今もお話がありましたけれども、体罰の問題というのはやっぱりこの振興計画の中でも、それからこのスポーツ推進計画、そういったものの中にも、きちんと明記するべきだと思うんです。残念ながら、これ27ページにスポーツ文化の創造ということで、振興計画の中に競技力の向上など盛り込まれてうたわれているんですけども、体罰を根絶するというふうなことは一つも明記されてないんです。ですから、これはどこかにきちんと入れるべきではないでしょうか。

それと先生方の問題で、希望に導く教職員の育成ということで、教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を存分に発揮できるよう支援策を推進しますというふうなことで、メンタルヘルス対策とか健康管理対策など教職員がそういうことに留意して、安心して教職活動に当たれるようにということをやっているんですけども、この中でパワハラやセクハラで苦しんでおられる、そういう先生もいるんですよ。だからこのことも全く一言も書かれていませんので、そういったこともやっぱりこの振興計画の中には明記するべきではないでしょうか。2つの点をお伺いしたいと思います。

松山教職員課長

ただいま体罰あるいは教職員のメンタルヘルスに関する御質問をいただきましたけれども、体罰については、いわゆる学校教育法で禁止されている行為であり、生徒の心や体を傷つける、本当に許されない行為である、これは絶対にいかなる名目があるとも許されないということは、もう当然のこととございまして、それは教職員のコンプライアンスの推進というふうな中で、振興計画の中にもその意味として当然含んでいることとございまして、我々も教職員の服務規律の確保、コンプライアンスの推進のために、機会あるごとに校長会等々でその周知もしておりますので、その点は十分御理解いただければと思っております。

それから教職員のメンタルヘルスに関しましても、休職される先生方はおりますけれども、個々にさまざまな状況がございまして、学校長を初め、教職員課あるいは福利厚生課のほうでも連携もしながら、事情をしっかりと聞く中で支援の策を今うたっているところでございまして、その辺もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

古田委員

コンプライアンスのこともずっとうたわれておりますけれども、やっぱり具体的にそういったセクハラなどで苦しんできた方もおいでますので、そういったこともきちんと明記を私はすべきだと思います。このメンタルヘルス対策とかいろんなことを書いているわけ

ですから、具体的なそういった問題に対しても対処できるように明記していただきたいというふうに思います。体罰の問題も明記すべきだという点についてはどうでしょうか。

松山教職員課長

体罰の問題でございますけれども、先ほども申しましたように、体罰は当然、学校教育法で禁止されている行為でございますので、そういうことは絶対あってはならないということはまず前提でございますので、その他教職員がそういうコンプライアンスを守って、きちっとした生徒に対する指導ができるようにということも当然のことでございますので、その辺で教職員の資質向上、コンプライアンスの推進というその項目の中に含まれていると御理解いただけるようお願いしたいと思っております。

古田委員

これだけ全国でいろいろ問題となって、そして1つのところだけじゃなくて、大阪だけではなくて、いろんなところからも出てきて、いろいろな問題があるというそうしたときに、きちんと対応できるようにそういった体罰の根絶ということは、やっぱり明記して訴えるべきだというふうに思いますよ。

それともう一つは、この振興計画の策定の趣旨の中で、東日本大震災とそれに伴う原発事故により、かつて経験したことの無い危機的な状況に直面していますというふうなことをうたわれております。しかし、原発事故で子供たちを取り巻く状況がどのようになっているか、そういったことが全く一言もないわけです。だから、今本当に原発事故で避難を余儀なくされている地域の子供たちというのは外でなかなか自由に遊べない。それから学校へ通ったりするのでも、放射能のことをいつも気にしながら、そういうふうな状況にあるわけですよ。帰れない子供たちもいるわけですね。そういう問題からすれば、この放射能の問題に関しても、教育の中でこういう問題があるんですよというふうなことはやっぱり明記するべきでないでしょうか。このエネルギーの問題もいろいろ書かれているんですけども、その原発事故がエネルギーに対してもどのような問題があるのかというようなことは全く書かれてないので、これもやっぱり明記すべきだと思うんですけども、いかがでしょう。

前田学校政策課長

今、古田委員から東日本大震災に伴う避難を余儀なくされている子供たちが放射能によって外で遊べないという状況があるということで、教育についてもその点しっかり取り組んでいくべきだという御指摘がございましたけれども、教育振興計画にはその放射能、原子力の安全の教育でございますとか、環境エネルギー教育といった〇〇教育といったものについて個別にすべてを網羅することは非常に難しいと思っております。現在、環境エネルギー教育支援事業ということで国のほうで1,000万円弱、支援事業をいただきまして、小中学生あるいは特別支援学校に在籍する子供を対象に正しい原子力のあり方の知識、あ

るいは放射能知識という事業を展開しているところでございますので、個別の教育内容につきまして教育振興計画に明記するという事は考えていないところでございます。

藤田委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（11時59分）

藤田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

質疑をどうぞ。

古田委員

あと2点だけ質問させていただきます。1つは四国電力の電力料金の値上げの問題ですが、けれども、きょうの新聞報道では20日に値上げ申請をすると、そして7月1日から10%前後上がるんじゃないかと。企業については同時に実施する方向で、値上げ幅は家庭向けを上回る模様だというふうなことで、低所得者のみんなにとっては大きな問題ですし、企業にとっても大きな問題だと思いますので、この問題については県も国に対しては意見を言ってくださっていると思うんですけども、どのようにとらえて、されているのでしょうか。

丸谷企業支援課長

四国電力の値上げ検討に関する問題でございます。この件につきましては、去る昨年11月29日に四国電力のほうから値上げの検討を開始するという事で発表がありました。そういったことで徳島の支店長が県庁にもその説明に参りました。そのときに直ちに県といたしましてはこの厳しい状況、この100年に一度の経済危機と言われる状況の中で、電力料金の値上げということになれば、企業活動あるいは県民生活に重大な影響を及ぼしかねないという懸念を持つということで、知事名での申し入れを行いました。2点でございます。まず1点は四国電力自身あらゆる工夫、それから経営合理化を行い、明確かつ丁寧な説明を行うこと。2点目が電気料金の値上げを検討する際においても、今のこの経済状況にかんがみ、慎重にも慎重を期し、最大限の配慮を行うことという2点を申し入れたところでございます。

その後、議会での御論議もいただきまして、県内経済への影響というところで、県内の150業者余りに聞き取り調査をいたしまして、ほぼ、9割の方が影響があるということ調査いたしております。そのことについて、先日1月23日、徳島支店長に伝達いたしたというところでございます。その後1月30日になりますけども、千葉社長が高松で会見いたしまして、2月中に申請したいということをお明言されております。ちなみに申請ということになりますと、国においてその値上げ幅あるいは経営努力の内容について専門的な審査が行われます。その専門的な審査を経て、値上げの申請が認可されるということが国において行われるというスケジュールになっております。

古田委員

既に関西電力や九州電力なども値上げの申請をされていて、それに対して消費者庁が役員報酬などの削減を要求するなど、38項目のチェックポイントを作成しているというふうなことですけれども、これを見ても、関西電力の場合は役員報酬は1人平均600万円減らしたんですけれども、約4,100万円の年収と。それから九州電力の役員さんも約4,900万円から少しは下げましたけれども、3,230万円にしているというふうなことなんですけれども、電力会社の平均年収を見ても10社平均で795万円、その中で第1位が四国電力で965万円の平均年収だということが出てくるんです。これは23年度末の有価証券報告書の中で出てくるんですけれども、私は、社員の給与を削減せよというのは経済波及が大きいので、それはやめるべきだと思うんですけれども、役員報酬についてはやっぱり消費者庁も言っているように削減などすべきだというふうに思うんです。

それで四国電力の場合に、どれくらいの報酬を得られているのかというふうなことは具体的にはわかりませんが、そういった方向でも努力していただいて、県民のほうに大きなし寄せがこないように、ぜひ今後も求めていっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

藤田委員長

古田委員、本委員会の付議事件からは外れているように思うんですけれども。経済委員会関係の付託案件と考えます。

古田委員

そしたら、県としても県民の暮らしを守るために頑張りたいというふうに思います。

最後に生活保護の保護費の問題でお尋ねいたします。この問題では多くの皆さんに御迷惑をおかけして大変申しわけなく思っておりますが、今、国が行おうとしております削減に対してはいろいろ問題があるということで、私どもはその改善に向けて頑張っていきたいというふうに思います。生活保護費が削減されると、いろんな制度にも影響が出てくるんでないかと。それは各種社会保障制度の適用要件ということで、生活保護基準とか生活保護基準の何%とかいうふうな明記をして、そして社会保障制度のいろいろな金額を決めているというふうなところがありますので、もし今、政府が進めようとしている生活保護費が削減されればどういった面に影響が出てくるのか、お伺いしたいと思います。

大西地域福祉課長

生活保護基準と申しますのは、飲食物費とか被服費それから光熱費など日常生活を営む最低生活費で決められているということになります。今回、基準の引き下げによって他の制度への影響ということでございますけれども、例えば個人住民税の非課税限度額であり

ますとか国民年金の保険料の免除、それから就学援助制度における学用品等の支給、それから保育料の免除など、今、国のほうでできる限り影響のないように対応する国の制度として約30程度の制度が示されております。大臣のほうからもこの基本的な方針が2月5日に出されたわけですけれども、今申し上げましたように、基準の引き下げによって他の制度にできるだけ影響が及ばないように対応すること、これを基本的な考えとしておりまして、さらにはこの見直しに伴い影響が及ぶ地方単独事業につきましても、国の取り組みを説明して、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただくように依頼もするという事もおかれております。今後、厚生労働省から生活保護基準の見直しとか影響を及ぼさないような取り組みについて情報があつた場合、県としてもその情報を関係各課で共有する中で、速やかに対応できるように連携を今後密にしていきたいというふうに考えております。

古田委員

今示されただけでも幾つかありますし、30程度の制度が示されているというふうなことで、いろいろな面に影響が出るとお思いますので、不正はもちろん絶対にしてはいけないことで、厳しく問われておりますけれども、その生活保護費の削減に伴って、いろいろな面で生活に困る人がたくさん出るといふふうなことになっては大変ですので、しっかりと対応していただきたいとお願いして終わります。

黒川委員

「徳島からの提言」中間報告書というのが出てはいるわけですが、これで19の、ページで言うたら38ページで、地籍調査事業等の促進についてということなんですが、これで、きのうの県土整備委員会でもお話があつたわけですが、南海トラフの問題とか、それから午前中の議論で過疎地域においては相続税云々の話がありまして、過疎地域において高齢化が進んだり、子供たちがどんどんいなくなって、跡取りっていうんか、家を継ぐ人がいなくなって、山の境がわからなくなってきている問題が大変深刻になってきているわけです。これの19のところでは提言の中で、山村境界基本調査の実施面積を拡大するか、②の都市部の官民境界基本調査を進めていくであるとかということが入って、これ当然それでええんですが、本体の地籍調査、国土調査法に基づく地籍調査、これをいかにして南海トラフにも備える、過疎地域においても後継者がいない中で、境界確定ができていない状況をどうこれを。とりわけ徳島県が一番おくらしているわけでありまして、これを早期に進めることをずっとこの間私も言うてきたんですが、一つはおくれた原因で、今、国土調査法に基づく地籍調査は、補助率は国が2分の1で、県が4分の1で、市町村が4分の1ということになつとんですね。そうですね。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

地籍調査の補助率についてでございますが、今、委員からお話ございましたように、

現在は国が50%、県が25%、市町村が25%となっております。

黒川委員

それで歴史的な話をしますと、国土調査法ができたのは多分昭和25年ぐらいだったと思うんですね。県下のトップを切ったのは阿南市だったんですね。それでこの問題で昭和59年までは国の補助率が3分の2であったんですね。そしてそれが2分の1に落とされたんですね。これはどうですか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

国の補助率についてでございますが、委員からお話ございましたように、昭和31年から昭和59年までが国が3分の2、昭和60年が60%、それから61年から平成4年までが55%で、平成5年から5割という補助になっております。

黒川委員

今お話がありましたように、かつて3分の2あったと。それが3分の2が60%になり、55%になり、今2分の1になったということなんですね。どんどん落ちてきたんですね。これが一つの地籍調査が市町村の段階でおくれた原因にもなるとんですね。かつての3分の2から今2分の1に落ちたんですね。今、もろもろ背景を言いましたけれど、そういった面でこの項目19の問題はそれでええんですが、徳島県の今の現状でいえば、ちゃんともとへ補助率を戻してくれと、こういって提言を、過疎地域において飛躍的にこの国土調査を進めるためには、補助率をもとへ戻せというようなことを過疎対策の中でしっかりしなければいかんのかなんじゃないかというように思うわけですが、いかがですか。

檜垣農村・鳥獣対策担当室長

地籍調査の補助率についてでございますが、確かに今、補助率が国が2分の1になっておりますが、それと特別交付税措置というものがございまして、市、県とも8割の特別交付税措置を受けまして、実負担が5%ということでございます。そういうこともございまして、今回この過疎対策の要望では国が行います山村基本調査、それから都市部官民境界基本調査、これは地籍調査が入ったときには、この国が行った調査を有効に使いながら地籍調査の進捗を進められるということで、要望しておるところでございますが、委員からお話ございましたように、補助率が高くなれば進むということもございまして、検討させていただけたらと考えております。

黒川委員

この19の提言は、これはこれでしっかりして、これをやったら後で本体の地籍調査をやったときにスムーズに行くというだけで、これでは、19で提言しとるやつについては法務局の図面は変わらないのですけんね。本来やるべきところの国土調査法に基づく地籍調

査をやる。そのためには、補助率がもともと 3 分の 2 あったやつから漸減されたことからすれば、これはもとへ戻して、そしてしっかり地籍調査をやる。そのことが過疎地域のみならず、南海トラフの巨大地震で津波浸水被害を受けた場合には、これもまた大変な事態に入って、復旧、復興が進まないということですが、ぜひここへ 1 回入れて、そしてやってほしいなということをお願いしておきたいと思います。

それから次に、集落再生のやつが追加されたという話ですが、これで 15 億円、これは補正、今国会で審議されとる予算が 15 億円で、交付限度額が 5,000 万円以内ということで、30カ所ぐらいが予算化されているということでええんですね。

窪集落再生室長

黒川委員のほうから 5 番の「集落再生」へと繋がる支援についての現在の国の予算の状況についてのお話がありました。集落再生について県も取り組んでおりますけれども、国でもぜひこういった支援をというふうなことで提言の項目に挙げておるところでございますけれども、平成 24 年度の国の補正予算において住民主体のソフト事業、それとそういったソフト事業をするための必要なハード事業を一体的に実施可能であるというふうな事業として、過疎集落等自立再生緊急対策事業といったものが要求されておるところでございます。全国枠で 15 億円の予算というふうに伺っております。今、国から示されておりますのは、1 事業当たり交付上限額が 5,000 万円というふうにお聞きしておりますので、仮に 5,000 万円ですべての事業が採択になった場合は、委員がおっしゃったように 30カ所というふうなことになろうかと考えております。

黒川委員

ここの 11 ページにも書いてあるとおり、全国的には限界集落の占める割合が 15.5% で、四国は 24.3% で、徳島が 35.5% だということで記載されてますが、この徳島の現状を見たときに、集落がかつては 50 戸とか 100 戸あったのが、今は 5 戸とか 10 戸ぐらいしかなくなっておるとか、1 戸、1 所帯しかないというところまで追い込まれたり、もうそんな厳しい状況にある中で、この国の補正で通るだろうということだと思いますが、これでいえば、15 億で 5,000 万と目いっぱい使ったら 30カ所しか該当しないということになるわけですが、徳島県の状況でいうたら、限界集落の割合を言いましたが、これで、このことについて全国的にはどのくらいの手を挙げとる、希望しとるところがあるようなんですか。

窪集落再生室長

この事業について全国的な状況がどうなのかという御質問でございますけれども、国のほうにそういった状況をお伺いしましたら、正確な数字についてはまだお伝えいただけないわけでございますけれども、数百カ所というふうな表現でございますので、全国でこういった集落再生に取り組みたいという御要望はかなりの数があるというふうに認識しておるところでございます。

黒川委員

五、六カ所ぐらい手が挙がっというようなお話であります、これは徳島県ではどのぐらい挙がっんですか。

窪集落再生室長

徳島県でも10カ所を超える地域から御要望をお受けしておるところでございます。

黒川委員

本当に厳しい状況に置かれておまして、ソフトとハードというところで、この問題の予算の執行になるんだろうけど、これで補正予算ということになれば、徳島県で何ぼ該当するか、どれだけの予算の割り当てが来るかっていうことにもよるんですが、国の補正予算がいつ通過するかっていうことも当然関係するんですが、ソフトにしろハードにしろ、3月31日までに仕事ができなければという話になってくる、補正予算ですけど。こういった場合に、これは繰越明許を大体にらんだ補正予算であるということであってええんですか。

窪集落再生室長

事業については、要綱がこれから定められるということになってございますけれども、委員が御心配のような案件がございますので、国のほうに確認いたしますと、市町村においては24年度予算にまず計上してくださいと、その上で事業については繰り越しをして実施するというふうなことをお聞きしておるところでございます。

黒川委員

予算計上が今年度中ということですが、新しい年度で執行できるということになるのかと思っております、徳島県ではどんな形の、10カ所程度というお話がありましたが、どんな内容になってますか。

窪集落再生室長

地域によっていろんな計画がございますけれども、今お聞きしておりますのは、それぞれの地域、これ事業の仕組みが単独の集落でというのではなくて複数の集落で、いわゆる生活圏で取り組む事業をイメージされております。生活圏と申しますと、例えば旧の町村の小学校単位とか、そういったイメージになるかと思っております。その中で買い物の支援を協力してやろうとか、それから地域の特産物を活用して加工食品、いわゆる6次産業化の商品を開発しようとか、そういったソフト面の取り組みをお聞きしてるところです。それから拠点施設の整備の部分でございますけれども、午前中の議論にもありましたけれども、例えば使われなくなった学校を改修して活用したいんだといった事業の計画をお聞きしておるところでございます。

黒川委員

8市15町1村の中で、これは県もどれだけ国から予算がおりてくるかわからない中で、とりわけそうはいっても、徳島県は全国でこの率が11ページに書いとるように一番悪いほうの状況にあるんですから、しっかり集落再生へつなげるこの支援事業を進めないかなと思うんですが、ハードとソフトがあるということは言われておるとおりであります、どのぐらいの何ぼ予算をもらえるかというのは、これまた勝負になってくるんですが、予算が通ってない中でそんな今から話にはならんのですが、1年だけやったらそれで終わってという話ではないと思うんですわね。どうですか。

窪集落再生室長

今、24年度の補正予算で15億円というふうなことをお聞きしております。それから概算要求の中では、25年度の当初については5,000万円というふうな金額をお聞きしておるところでございますけれども、委員がおっしゃるように、これが単年度の緊急経済対策として実施されて、それで終わりというふうなことではあってはいけないということで、今回は提言の中で、こういった集落再生の実現につながるハード、ソフト両面からの支援というのは継続的な制度としていただくとともに、予算の拡充を図ることといったことの提言にまとめさせていただいたところでございます。

黒川委員

今年度の補正で15億円じゃけん、来年度の予算は5,000万円しかないという30分の1になる、そんな形になるんで、それだったら本来ぱっと手をつけてさっと手を引かれたら、もうこれは泡を食うっていうんか、おぼれてしまうようになるんで、今年度補正で15億円出たんだったら、来年度もやっぱり引き続いて一定程度。県のパイロット事業でも大体3年は、やいよんですわね。そんな意味で考えたら、しっかりこのことしの15億円は当然ほぼ予算化するだろうけん、来年度については5,000万円しかという話になってますが、これをしっかり補正予算にかけてでも、今年度並みの予算計上を国にしてもらわなかったら、引き続いてのこの集落再生へのつながりがぶち切れると、息切れすると。途中で10メートルのつもりで走ったやつが、10メートルぐらい走ったら息切れしてだめになったという話になるんですが、本当に徳島の状況は厳しい状況で、しっかり取り組んでほしいなと思っておりますが、どうですか。

石井地域振興総局長

ただいま黒川委員さんのほうから、るるお話がございましたように、徳島県は全国でも非常に限界集落の比率が高いということで、非常に厳しい状況でございます。そうした中で今回、徳島県からの提言ということも踏まえまして、この制度が創設されたというふうなことでございます。ただ、御質問の中でもございましたように、今年度の緊急の経済対

策という中での補正予算ということをごさいます、来年度以降については非常に厳しい状況ということもごさいます。そうした中で本県といたしまして、この事業が単年度で終わることなく支援制度として続けていってほしいという形での要望をさせていただくというふうなことで、今回取りまとめさせていただいておるところでございますので、また県議会等にも御協力いただきながら、この提言についてはしっかりと国のほうへ要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

黒川委員

しっかり、そういった意味で息切れせんように、なおかつ集落再生が成るように努力してほしいと思います。

次に子どものはぐくみ条例の問題ですが、これについてお聞きしたいと思いますが、合計特殊出生率がうまく上昇しない中で、子供がいろいろうつ病になったり、いじめに遭ったりして、いろいろ大変な時代に入っているわけですが、こういった子どものはぐくみ条例を議員提案で出している県が何県かありますよね。それと今度の知事提案との違いはどうですか。

平島こども未来課長

子育て条例の全国の制定状況、そのうちの議員提案の状況と違いということをごさいます、今回提出させていただきました子どものはぐくみ条例のような条例は、全国で18道府県で制定されております。そのうち議員提案で提出されておりますのが、5府県の条例がございます。理事者提案との違いといいますのは、理事者提案の条例がほぼ子供関連の施策推進を含めた総合条例となっておりますが、議員提案の条例、お隣の高知県なんかは議員提案なんですけども、児童虐待とか権利擁護とか、そういうものに特化した条例が多いということをごさいます、理事者提案の場合はそういうものも含めて、施策の推進も含めた総合条例というふうな形が多いのではないかと考えます。

黒川委員

全国で5府県が議員提案による条例で、高知県の話も出ましたが、理事者側の提案は政策推進条例、総合条例であります、この条例、全国で19番目ですかね。47都道府県でありながら、まだ新しい段階で、法律が通ってから一番新しいのが徳島県ですか。

平島こども未来課長

昨年8月に国におきまして子ども・子育て関連3法が成立しました。この関連3法におきましては幼児期からの教育とか小規模保育の推進とか、そういう趣旨が盛り込まれております。そういう趣旨を盛り込みました条例としては、また法律成立後の条例としては全国で初ということになるかと思ひます。

黒川委員

全国でそういった早い段階で、3法の成立後初めてだということで、それで理事者側提案で総合政策条例としての位置づけがあるということでもありますから、これで子育てが進んで虐待、いじめがなくなって、出生率が上がっていく、そういうことになってほしいなという思いであります。昨年6月議会で婚活の問題をお話しさせてもろて、今、大きく婚活の問題はあっちこっちで言われるようになってきて、どれだけ実を上げるかというのは今からの話だと思いますが、精いっぱいこの条例をつくって後押しをし、そしてこの条例ができたことによって、徳島県は将来大丈夫じゃということになってほしいなと思っておりますが、全国で5府県が議員提案になつるとするのは、どこどこですか。

平島こども未来課長

北から申し上げますと、福島県、神奈川県、三重県、大阪府、高知県の5府県でございます。

黒川委員

ここの5府県との違いが、課長の今の答弁だったら、5府県との違いが出て、徳島県は優位に立つということになるんだろうと思いますが、そこら辺は大丈夫ですか。

平島こども未来課長

5府県の議員提案の条例といたしましては、先ほども申し上げましたように、子供の虐待とか権利にある程度特化したような条例でございますけれども、本県の条例はそういう権利も含めまして、施策の推進も含めまして、総合的な条例となると理解しております。よろしく願います。

黒川委員

課長がそう言うんじゃけん大丈夫だろうけんど、お隣の高知県が議員提案になってますし、大阪とか神奈川とか三重とか福島が今言ったような話ですが、総合政策条例としての位置づけになってるということでもありますきに、子育てがしやすうなって、赤ちゃんがようけ生まれる、そんなことを望んでますが、しっかり、これ仏つくって魂入れずでは困るんで、そういった裏づけをやってほしいなというのが私の思いであります。部長さん、最後にいかがですか。

小谷保健福祉部長

ただいま黒川委員のほうから、今回提案を予定しております県としての子どもはぐくみ条例についての御質問をいただきました。お話のありましたとおり、各県の条例は全国で19ということで、議員提案という形ももちろんあったわけでございますが、本会議の質問の中でも岡本副委員長さんのほうから、このはぐくみ条例についての提案もいただきま

したし、本県におきましては子育てに関して幅広い形で県民の方にも呼びかけていこうということで、憲章というような形で既に先行した取り組みもやっております。そうしたこれまでの本県の取り組み、これを踏まえつつ条例の形で、昨年8月に制定した子ども・子育て法案も我々はいち早くこの条例の中へ取り込んでいこうということで、この理事者側の案として提案させていただけたらなあというふうに考えております。

おっしゃっていただきましたように、その条例の中身を具体化していく、この分についていよいよ来年度予算の中でも御審議を賜るわけですが、例えば不妊治療として県独自の800万円ですけれども、子宝に恵まれない方々のせつない思いを受けとめて、成績率の高い不妊治療について有効な施策についても取り組んでいくとか、全国の出産率、今、本県は全国的に見ても高い率にありますので、引き続きこういったいい傾向、いい状況を維持していくような形で、具体の施策についても一定配慮したところがあります。したがって、県のみならずいろんな関係機関のほうへもこの条例の案を御提示して、子育てに優しい職場づくりも含めて、県全体としてこの子育て条例の趣旨が行き渡りますように、発展しますように今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

藤田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。(13時44分)